

# 熊本県公報

第 1 1 4 2 1 号  
平成 18 年 6 月 21 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県職員等の失業者退職手当支給規則及び熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則……………(人 事 課)	1
○熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(建 築 課)	2
<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定……………(森林保全課)	3
○家畜伝染病(ヨウネ病)の発生……………(畜 産 課)	3
○指定居宅サービス事業所等の指定(訪問介護)……………(高齢者支援総室)	3
○"……………( " )	4
○道路の供用開始……………(道路保全課)	4
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正……………(会 計 課)	4
○"……………( " )	4
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正……………( " )	5
<b>公 告</b>	
○道路の位置指定……………(建 築 課)	6
○"……………( " )	6
○"……………( " )	6
○"……………( " )	6
○"……………( " )	7
○換地処分……………(農村整備課)	7
○地籍調査成果の認証……………( " )	7
○女性一般職員用冬事務服の一般競争入札の実施……………(管理調達課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村の意見……………(商工政策課)	10
○熊本都市計画土地区画整理事業の変更(熊本市)……………(都市計画課)	10
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県教育情報化推進事業に係る普通教室用コンピュータ及び関連機器の借入に係る落札者の決定……………(教育政策課)	10
<b>正 誤</b>	
○平成 17 年 8 月 24 日熊本県告示第 1014 号(道路の区域変更)中……………(道路保全課)	10

## 規 則

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則及び熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第 49 号

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則及び熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則  
(熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部改正)

第 1 条 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則(昭和 50 年熊本県規則第 57 号)の一部を次のように改正する。  
第 3 条第 4 項第 1 号中「第 5 条第 4 項」を「第 6 条の 4 第 2 項」に改める。  
(熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第 2 条 熊本県職員等退職手当支給条例施行規則(平成 9 年熊本県規則第 54 号)の一部を次のように改正する。  
別記第 2 号様式中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県規則第 50 号

熊本県建築基準法施行細則（昭和 54 年熊本県規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 の表を次のように改める。

区域	数値（単位 センチメートル）
天草市（牛深町、深海町、二浦町亀浦、二浦町早浦、魚貫町、久玉町の区域に限る。）及び天草郡苓北町の区域	15
荒尾市、水俣市、玉名市、天草市（牛深町、深海町、二浦町亀浦、二浦町早浦、魚貫町、久玉町の区域を除く。）、宇土市、上天草市、宇城市（豊野町の区域を除く。）、下益城郡富合町、玉名郡玉東町、同郡長洲町、上益城郡嘉島町、八代郡氷川町及び葦北郡の区域	20
山鹿市（鹿北町及び菊鹿町の区域を除く。）、菊池市（旭志の区域を除く。）、宇城市（豊野町の区域に限る。）、合志市、下益城郡城南町、同郡美里町（堅志田、大沢水、中小路、馬場、中郡、萱野、岩下、原田、津留、小市野、白石野、松野原、木早川内、長尾野、小筵、佐俣、岩野（平成 16 年 10 月 31 日における中央町の区域に限る。）、中、椿、下草野、弘川、坂本の区域に限る。）、玉名郡和水町、同郡南関町、上益城郡御船町、同郡益城町及び同郡甲佐町の区域のうち、標高が 70 メートル以下の区域	25
人吉市、山鹿市（鹿北町及び菊鹿町の区域に限る。）、菊池市（旭志の区域に限る。）、下益城郡美里町（土喰、原町、永富、大窪、境、三加、名越谷、古閑、栗崎、二和田、三和、清水、石野、柏川、早楠、安部、今、坂貫、岩野（平成 16 年 10 月 31 日における砥用町の区域に限る。）、畝野、遠野、大井早、洞岳、涌井、豊富、甲佐平、川越の区域に限る。）、鹿本郡植木町、菊池郡大津町、同郡菊陽町、球磨郡錦町、同郡あさぎり町（免田東、免田西、須恵、深田東、深田西、深田南及び深田北の区域に限る。）、同郡多良木町、同郡相良村及び同郡山江村の区域のうち、標高が 150 メートル以下の区域	30
阿蘇郡西原村、球磨郡あさぎり町（上東、上西、上南、上北、岡原北及び岡原南の区域に限る。）、同郡湯前町、同郡水上村及び同郡球磨村の区域のうち、標高が 240 メートルの区域	35
球磨郡五木村の区域のうち、標高が 320 メートル以下の区域	40
阿蘇郡南阿蘇村（大字河陽、大字長野、大字下野及び大字立野の区域に限る。）の区域のうち、標高が 400 メートル以下の区域	45
阿蘇市（赤水、跡ヶ瀬、今町、内牧、小倉、小里、乙姫、小野田、狩尾、蔵原、車帰、黒川、黒流町、小池、竹原、永草、西小園、西町、西湯浦、的石、三久保、南宮原、無田、役犬原、山田及び湯浦の区域に限る。）、阿蘇郡南小国町、同郡小国町、同郡高森町、同郡南阿蘇村（大字両併、大字白川、大字吉田、大字一関、大字中松、大字久石及び大字河陰の区域に限る。）及び上益城郡山都町（上川井野、成君、川野、田所、下川井野、男成、野尻、小筵、麻山、入佐、畑、田吉、長原、犬飼、新小、白藤、菅、目丸、津留、牧野、白小野、荒谷、万坂、藤木、勢井、猿渡、柚木、三ヶ、葛原、北中島、金内、田小野、原、島木、下名連石、御所、黒川、城原、城平、杉木、上寺、市原、山田、芦屋田、長田、南田、千滝、下馬尾、浜町及び下市の区域に限る。）の区域のうち、標高が 490 メートル以下の区域	50
阿蘇市（一の宮町荻の草、一の宮町北坂梨、一の宮町坂梨、一の宮町三野、一の宮町手野、一の宮町中坂梨、一の宮町中通及び一の宮町宮地の区域に限る。）、阿蘇郡産山村及び上益城郡山都町（大平、鶴ヶ田、川口、井無田、郷野原、高月、安方、仏原、米生、須原、小峰、貫原、小中竹、木原谷、緑川、尾野尻、鎌野、市の原、仮屋、長崎、馬見原、滝上、神ノ前、白石、大野、方ヶ野、柳井原、塩	55

原、菅尾、塩出迫、米迫、今、八木、花上、柏、二瀬本、橘、下山、高辻、高畑、東竹原、柳、伊勢、長谷、玉目、大見口、二津留及び上差尾の区域に限る。)の区域のうち、標高が 570 メートル以下の区域	
阿蘇市(波野大字赤仁田、波野大字小園、波野大字小地野、波野大字新波野、波野大字滝水、波野大字中江及び波野大字波野の区域に限る。)の区域のうち、標高が 650 メートル以下の区域	60
その他の区域	敷地の標高をメートルで表した数値に 0.06 を乗じて得た数値に 21 を加えて得た数値(当該数値に 1 未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。)

第 22 条中「土木事務所」を「地域振興局」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県告示第 648 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市宝川内字長崎 1169 の 7、1169 の 14、1180 の 14 から 1180 の 18 まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定 施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次に森林については、主伐は、択伐による。  
字長崎 1180 の 16 から 1180 の 18 まで(以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 649 号

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 18 年 6 月 5 日	阿蘇郡	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 650 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
訪問介護ステーション桜十字 熊本市御幸木部一丁目 1 番 1 号	医療法人桜十字	平成 18 年 6 月 15 日

**熊本県告示第 651 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーション桜十字 熊本市御幸木部一丁目 1 番 1 号	医療法人桜十字	平成 18 年 6 月 15 日

**熊本県告示第 652 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 6 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	南田島豊田線	鹿本郡植木町大字平井字井手下 1321 番 1 地先から	134	交安 I 種
		同 所 1319 番 2 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 18 年 6 月 23 日

**熊本県告示第 653 号**

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中

「天草信用金庫	本渡市太田町 9 番 3 号	」を
「天草信用金庫	天草市太田町 9 番 3 号	」に、
「九州労働金庫天草支店	本渡市今釜新町 3571	」を
「九州労働金庫天草支店	天草市今釜新町 3571	」に、
「菊池地域農業協同組合	菊池郡旭志村大字川辺 1875	」を
「菊池地域農業協同組合	菊池市旭志川辺 1875	」に、
「本渡五和農業協同組合	本渡市南新町 9 番地の 22	」を
「本渡五和農業協同組合	天草市南新町 9 番地の 22	」に、
「あまくさ農業協同組合	本渡市太田町 1 番地	」を
「あまくさ農業協同組合	天草市太田町 1 番地	」に、
「東京三菱銀行熊本支店	熊本市新市街 1 番 26 号	」を
「三菱東京 UFJ 銀行熊本支店	熊本市新市街 1 番 26 号	」に、
「長崎銀行天草支店	本渡市大浜町 6-5	」を
「長崎銀行天草支店	天草市大浜町 6-5	」に改め

る。

**熊本県告示第 654 号**

平成 16 年 8 月 18 日熊本県告示第 861 号（収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正）の一部を次のように改正し、平成 16 年 9 月 30 日から適用する。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

告示本文中「	西日本シティ 熊本支店	熊本市城東町 2-22	」
「	西日本シティ 熊本支店	熊本市城東町 2-22	」
を	銀行		に改める。
「	西日本シティ 熊本中央支店	熊本市花畑町 11-18	」
「	銀行		」

熊本県告示第 655 号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領  
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11）の一部を  
次のように改正する。

「 第 3 節 別表第 3 に掲げる収納店及び収納取りまとめ店（第 18 条—第 22 条）  
目次中 第 4 節 資金決済店（第 23 条）  
第 4 章 雑則（第 24 条・第 25 条）」

「 第 3 節 資金決済店（第 18 条）  
を 第 4 章 雑則（第 19 条・第 20 条）」に改める。  
第 3 章第 3 節を削る。

第 23 条中「、第 17 条第 2 項、第 21 条第 1 項又は前条第 2 項」を「又は第 17 条第 2 項」  
に、「集計払込書等又は合計払込書等」を「又は集計払込書等」に、「収納金集計領収  
書又は収納金合計領収書」を「又は収納金集計領収書」に改め、同条を第 18 条とし、第 3  
章第 4 節を第 3 章第 3 節とする。

第 4 章中第 24 条を第 19 条とし、第 25 条を第 20 条とする。

別表第 1 肥後銀行本店の項中「東京三菱銀行熊本支店」を「三菱東京 UFJ 銀行熊本支店」  
に改め、「西日本シティ銀行熊本支店」を削り、同項に次のように加える。

熊本県信用農業協同組合連合会

別表第 1 肥後銀行玉名支店の項中「熊本第一信用金庫玉名支店」を削り、同項の次に次  
のように加える。

肥後銀行玉名駅前支店	玉名市大浜町農業協同組合
------------	--------------

別表第 1 肥後銀行山鹿支店の項中「熊本第一信用金庫山鹿支店」を削り、同表肥後銀行  
来民支店の項及び肥後銀行植木支店の項を削り、同表中肥後銀行菊池支店の項中「熊本第  
一信用金庫菊池支店」を削り、同表中肥後銀行御船支店の項及び肥後銀行木山支店の項を  
削り、同表肥後銀行高森支店の項の次に次のように加える。

肥後銀行広安支店	広安農業協同組合
----------	----------

別表第 1 肥後銀行松橋支店の項を削り、同表肥後銀行八代支店の項中「熊本第一信用金  
庫八代支店」を削り、同表肥後銀行佐敷支店の項を削り、同表肥後銀行富岡支店の項に次  
のように加える。

苓北町農業協同組合

別表第 2 肥後銀行本店の部みずほ銀行熊本支店の款の次に次のように加える。

西日本シティ銀行熊本支店	西日本シティ銀行熊本支店 西日本シティ銀行熊本中央支店
--------------	--------------------------------

別表第 2 肥後銀行本店の部熊本第一信用金庫本店の款中「熊本市に設けられた熊本第一  
信用金庫の店舗」を「熊本第一信用金庫の全店舗」に改め、同表同部九州労働金庫熊本支  
店の款の次に次のように加える。

熊本市農業協同組合本所	熊本市農業協同組合の全支所
-------------	---------------

別表第 2 肥後銀行熊本市場支店の部の次に次のように加える。

肥後銀行玉名支店	玉名農業協同組合本所	玉名農業協同組合の全支所
肥後銀行山鹿支店	鹿本農業協同組合本所	鹿本農業協同組合の全支所
肥後銀行菊池支店	菊池地域農業協同組合本所	菊池地域農業協同組合の全支所
肥後銀行宮地支店	阿蘇農業協同組合本所	阿蘇農業協同組合の全支所
肥後銀行御船支店	上益城農業協同組合本所	上益城農業協同組合の全支所
肥後銀行松橋支店	熊本宇城農業協同組合本所	熊本宇城農業協同組合の全支所
肥後銀行八代支店	八代地域農業協同組合本所	八代地域農業協同組合の全支所
肥後銀行佐敷支店	あしきた農業協同組合本所	あしきた農業協同組合の全支所
肥後銀行免田支店	球磨地域農業協同組合本所	球磨地域農業協同組合の全支所

別表第 2 肥後銀行天草支店の部熊本県信用組合本渡支店の款の次に次のように加える。

本渡五和農業協同組合本所	本渡五和農業協同組合の全支所
--------------	----------------

別表第 2 に次のように加える。

肥後銀行本渡北支店	あまくさ農業協同組合	あまくさ農業協同組合の全支所
-----------	------------	----------------

別表第 3 を削る。

別記第 4 号様式中「収 納 金 日 計 表」を「収 納 金 日 計 表」に改める。

別記第 5 号様式中「収 納 金 日 計 払 込 書」を「収 納 金 日 計 払 込 書」に改める。

別記第 6 号様式中「収 納 金 日 計 領 収 書」を「収 納 金 日 計 領 収 書」に改める。

附 則  
この要領は、平成 18 年 6 月 21 日から適用する。

## 公 告

### 熊本県公告第 491 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市岱明町大字山下 267 番地 2
- 2 築造者の氏名 霜上青一
- 3 道路の位置 玉名市岱明町山下 266 番 4、同 266 番 7、同 269 番 2 及び同 271 番 2
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 6.20 メートルまで
- 5 道路の延長 76.23 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 10 月 13 日
- 7 指定番号 玉名景建第 34 号

### 熊本県公告第 492 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市岱明町大野下 626 番
- 2 築造者の氏名 松浦トミ子
- 3 道路の位置 玉名市岱明町大野下字大跡 534 番 4
- 4 道路の幅員 5.00 メートル
- 5 道路の延長 97.51 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 10 月 31 日
- 7 指定番号 玉名景建第 39 号

### 熊本県公告第 493 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 福岡県久留米市山本町豊田 1349 番地 4
- 2 築造者の氏名 菰原隆一
- 3 道路の位置 荒尾市川登字下日焼 2093 番 31 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 5.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 11 月 30 日
- 7 指定番号 玉名景建第 50 号

### 熊本県公告第 494 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 荒尾市上井手 852 番地 7
- 2 築造者の氏名 高本武
- 3 道路の位置 荒尾市上井手字栗山 852 番 3 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 24.10 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 12 月 28 日
- 7 指定番号 玉名景建第 60 号

**熊本県公告第 495 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市池田二丁目 4 番 32 号
- 2 築造者の氏名 高濱文夫
- 3 道路の位置 玉名市岱明町高道字中尾 1861 番 2 及び同 1862 番 5
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 4.10 メートルまで
- 5 道路の延長 32.26 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 12 月 28 日
- 7 指定番号 玉名景建第 61 号

**熊本県公告第 496 号**

県営花房北部地区（第二工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第 497 号**

熊本市ほか 1 町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
熊本市	平成 16 年度から 平成 17 年度まで	弓削町・戸島西六丁目・戸島西七丁目の各一部	地籍図 ・地籍簿	平成 18 年 6 月 12 日
熊本市	平成 17 年度	戸島西一丁目の一部		
高森町	平成 16 年度から 平成 17 年度まで	大字津留・野尻の各一部		

**熊本県公告第 498 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達物品及び数量
    - 女性一般職員用冬事務服（上衣） 178 着
    - 女性一般職員用冬事務服（スカート） 162 着
    - 女性一般職員用冬事務服（ズボン） 18 着
  - (2) 調達物品の規格及び品質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 納入期限  
平成 18 年 10 月 30 日（月）
  - (4) 納入場所  
警察本部各課及び各警察署等
  - (5) 入札方法
    - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

- 契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和 39 年熊本県告示第 386 号。以下「審査要領」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の（3）記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品に必要な生地の供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者
- (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去 5 年の間に生産又は販売実績を有すること。
- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。
- (8) (5)、(6) 及び (7) については、これを証明する書類を平成 18 年 6 月 21 日（水）から平成 18 年 7 月 18 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に 4 に記載の場所へ提出すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要領に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 18 年 6 月 21 日（水）から平成 18 年 7 月 11 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 19 年 7 月 2 日から平成 19 年 7 月 31 日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 18 年 6 月 21 日（水）から平成 18 年 7 月 18 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 18 年 7 月 21 日（金）午前 10 時から  
イ 場所



熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）

(4) 入札書の提出方法

5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 7 月 20 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

6 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成 18 年 7 月 18 日（火）までに 4 に記載する場所に提出すること。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札

イ 委任状を提出しない代理人の行った入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札

ケ 二以上の意思表示を行った入札

コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から 14 日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

(7) 契約保証金

10 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第 499 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 1 月 4 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により荒尾市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ロックタウン荒尾  
熊本県荒尾市原万田 628 番 1 ほか
- 2 市町村意見の概要  
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課  
平成 18 年 6 月 21 日から平成 18 年 7 月 21 日まで

**熊本県公告第 500 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画土地地区画整理事業 陳内土地地区画整理事業
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**登載依頼****熊本県教育委員会公告第 13 号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年規則第 80 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 18 年 6 月 21 日

熊本県教育長 柿 塚 純 男

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県教育情報化推進事業に係る普通教室用コンピュータ及び関連機器の借入れ  
ア 教育用コンピュータ 439 セット  
イ その他周辺機器及びソフトウェア
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班  
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 18 年 6 月 5 日
- 4 落札者の名称及び所在地  
肥銀リース株式会社  
熊本県熊本市国府一丁目 20 番 1 号
- 5 落札金額（月額）  
953,715 円（うち消費税及び地方消費税の額 45,415 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成 18 年 4 月 19 日

**正 誤**

平成 17 年 8 月 24 日熊本県告示第 1014 号（道路の区域変更）中に誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
4	49	熊本市八王寺町	熊本市八王子町